

平成30年分

市民税・県民税の 申告と相談



平成30年分の市民税・県民税（市・県民税）の申告と相談を下の表の日程で受け付けます。
 問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線220）、または新里支所市民生活課（☎742212）、黒保根支所市民生活課（☎962111）へ。

申告の前に準備を

申告、相談会場は混雑が予想されますので、事前に申告に必要な領収書などの計算を済ませてお越してください。ご協力をお願いします。

受け付けは、終了の30分前までに済ませてください。混雑状況により、受付時間内でも受け付けを終了する場合があります。

あります。

申告案内はがきの郵送

前年の状況により申告が必要と思われる人に、申告案内はがきを郵送します。

申告用紙は、各申告会場と市ホームページにあります。郵送することも可能ですので、希望する場合は、税務課市民税担当へご連絡ください。

相談場所＝市役所 ※土・日曜日を除く。3月4日（月）から8日（金）までは、税理士会の申告受付コーナーも設置します。

期 日	場 所	時 間	対象地区
2月25日（月）～3月15日（金）	市役所6階会議室	9：00～16：00	市内全地区

相談場所＝公民館

期 日	場 所	時 間	対象地区
2月18日（月）	梅田公民館	9：00～13：00	市内全地区
	菱公民館		
2月19日（火）	川内公民館		
2月20日（水）	境野公民館		
2月21日（木）	広沢公民館		
2月22日（金）	相生公民館		

相談場所＝新里支所 ※土・日曜日を除く

期 日	場 所	時 間	対象地区
2月18日（月）～3月1日（金）	新里総合センター3階第1会議室	9：00～16：00	市内全地区

相談場所＝黒保根支所 ※土・日曜日を除く

期 日	場 所	時 間	対象地区
2月21日（木）	黒保根支所 1階フロア	9：00～15：00	川口・城・本宿
2月22日（金）			清水・出合原・前田原
2月25日（月）			鹿角・高檜・楡沢・柏山（下、上）
2月26日（火）			旧水沼下・八木原
2月27日（水）			旧水沼上・津久瀬
2月28日（木）			涌丸（下、上）・田沢（下、中、上）
3月1日（金）～3月8日（金）			9：00～12：00

申告が必要な人

市・県民税の申告が必要な人は、1月1日現在、市内に居住している人です。

ただし、次に該当する人は、申告が必要ありません。

- ① 所得税の確定申告をする人が給与所得者で給与支払報告書が勤務先から市役所に提出された人のうち、その他の所得がない人
- ② 公的年金収入の他に所得がない人で、年金の源泉徴収票に記載された控除に変更がない人
- ③ 税法上の扶養になっている人のうち、所得課税証明を必要としない人

※税制改正により、合計所得金額1000万円超の人の配偶者で、①～④に当てはまらず、確定申告などにおいて同一生計配偶者として申告されていない場合は、申告が必要となりますのでご注意ください。

マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告書には本人や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを記載する必要があります。申告の際は、マイナンバー

カードまたは番号確認書類（番号通知カード・マイナンバーが記載された住民票など）と身元確認書類（写真付身分証明書など）をお持ちください。

税務署での確定申告が必要な人

次に該当する人は市役所では申告できません。桐生税務署で申告してください。

- ▼ 準確定申告（死亡した人の申告）をする人
- ▼ 青色申告をする人
- ▼ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ▼ 土地・建物の売却による収入があった人

▼ 株式の売却による収入があった人

▼ 雑損控除の適用を受ける人

▼ 繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人

▼ 先物取引による収入があった人

▼ 外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人

▼ 肉用牛の売却による所得があった人

▼ 山林所得があった人

▼ 修正・更正の請求をする人

▼ 贈与税・消費税の申告をする人

よくある税の質問に対する

一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

また、キーワードによる検索もできます。

確定申告書作成の参考としてご利用ください。

■ 国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>)

検索サイトで「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

問い合わせは、桐生税務署
(☎23121、自動音声に
従い「2」を選択)へ。

関東信越税理士会桐生支部
休日無料税務相談会

仕事などで平日に税務署に行くことができない人の確定

申告を、税理士が無料でサポートします。

複雑な相談には、有料での対応になる場合や会場での対応できない場合もあります。

完全予約制で、定員は40人です。定員になり次第申し込み受け付けを終了します。

期日 2月24日（日）
時間 午前9時30分～午後5時

場所 桐生商工会議所3階
櫻の間

申し込み 2月1日（金）から（平日の午前10時から午後4時まで）、電話で関東

信越税理士会桐生支部事務局（石原会計事務所内、☎522677）へ。

口座振替済通知書を郵送します

平成30年分介護保険料口座振替済通知書と後期高齢者医療保険料口座振替済通知書を、それぞれ1月中旬に郵送します。

この通知書には、平成30年1月から12月までに口座振替により納付された保険料額を記載しています。

確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

介護保険料の問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390・391）へ、後期高齢者医療保険料の問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

年金の源泉徴収票を郵送します

老齢年金を受けている人に、1月中旬から下旬までに日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます。1月31日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失した場合は、年金証書を持参のうえ、桐生年金事務所で再発行の手続きをしてください。

この源泉徴収票には、平成30年1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、この源泉徴収票が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）または市民課年金係（☎内線273）へ。